

取組の
ポイント

- 災害の程度により適当と認められた日数を取得できる災害休暇。
- 本人の現住する家屋が災害を受けた場合に有給休暇を取得できる罹災休暇。



取組の目的・概要

- 同社は、創業以来、地域の発展に寄与することを第一の使命とし、さまざまな地域・社会貢献に取り組んでいる。地域を活性化していくために、顧客がワクワクする新しい商品や情報を提供し、同時に社員もワクワクしながら働ける環境を創造していくことを目指している。
- 社員が安心してワクワクしながら働ける環境としては、福利厚生面では災害休暇と罹災休暇が制度化されている。災害休暇は、制度化されて40年以上が経っており、社員が安心して長く働ける環境づくりの休暇制度になっている。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、公共交通機関の不通により出勤出来ない等の社員に災害休暇が適用された。
- 罹災休暇は、現住する家屋が災害を受けた場合に有給休暇が与えられる制度で、災害休暇が制度化された後に社員への手厚い制度として作られたものである。
- 社員には人事・福利厚生の制度に関する冊子が配布されており、災害休暇・罹災休暇が利用できることが周知されている。

企業概要

[設立] 1912年
 [事業内容] 百貨店業
 [所在地] 宮城県仙台市一番町
 [従業員数] 730名 (2018年3月31日現在)

[年次有給休暇の取得率] 26.0%
 [年間休日数] 111日
 [URL] <http://www.fujisaki.co.jp/>

取組内容と特徴

災害休暇・罹災休暇の概要

- ・災害休暇は、災害の程度により適当と認められた日数を取得できる制度で、1970年代の初めには既に制度化されていたものである。災害の程度に応じた日数が取得できるため、被災された社員にとっては安心できる制度である。
- ・罹災休暇は、本人の現住する家屋が全半焼・全半壊・流出等の災害を受けた場合、世帯主の場合は連続7日以内（休日を含む）、世帯主以外の場合は連続5日以内（休日を含む）の有給休暇を取得でき、また、本人の現住する家屋の一部が焼失・破壊または床上浸水等の災害を受けた場合には、世帯主の場合は連続5日以内（休日を含む）、世帯主以外の場合は連続3日以内（休日を含む）の有給休暇を取得できる。但し、特に必要のある場合は、会社・組合協議の上、その日数を延長することができるようになっている。

看護・介護をするための看護・介護休暇とストック有給休暇

- ・社員が安心して長らく働ける環境づくりの制度として、災害休暇や罹災休暇の他には看護・介護休暇の制度がある。小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員に、その子の負傷または疾病による看護のために、年次有給休暇とは別に、1人につき年間5日間、2人以上の場合年間10日間を限度として有給休暇を1日単位もしくは半日単位で取得できる。また、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、対象家族（配偶者、父母および子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫）を介護する社

員には、介護休暇として1人につき年間5日間、2人以上の場合年間10日間を限度に、年次有給休暇とは別に有給休暇を1日単位もしくは半日単位で取得できる。

- ・ストック有給休暇は、配偶者および一親等以内（実父母・義父母・子）の親族または同居の親族を看護・介護するために休業する場合は、60日を限度として一定の手続きのもと取得できる。平成31年度からは、不妊治療にも適用拡大される。
- ・その他、同社では年次有給休暇の計画的取得を目的として、年2回上期・下期に分けて連続休暇用として年間4日まで、パーソナル休暇用として年間2日までの休暇を取得できる制度もあり、休暇を取り易い職場環境づくりに努めている。なお、具体的な日数は年間協定により決定されている。また、国の定める裁判員制度の裁判員に選任された場合、裁判員としてその職務に従事する相当な期間について有給休暇を付与する「裁判員特別休暇」がある。

長年勤続社員には、表彰を行うとともに慰労休暇を付与

- ・長年勤続社員には表彰を行うとともに、慰労のための休暇を付与している。勤続満20年に達した社員には「20年勤続慰労休暇」として、当該年度中に連続7日間（週休日を含む）の休暇と慰労旅費が支給される。また、勤続満30年以上かつ満55歳以上の社員には「永年勤続慰労休暇」として、当該年度中に連続14日間（週休日を含む）の休暇と慰労旅費が支給される。

Aさん：

- ①災害休暇取得期間：平成23年3月12日～4月30日
- ②取得理由：通勤に使用していたJR仙石線が津波により不通
- ③交通手段がなく大変助かった。また、バスが運行し通勤は可能になったが、自宅の復旧作業で腰痛もひどくなった。災害休暇を取得でき体を休めることができて良かった。

Bさん／Cさん：

- ①災害休暇取得期間：平成23年3月12日～3月28日／平成23年3月12日～4月15日
- ②取得理由：通勤に使用していたJR仙石線／JR常磐線が津波により不通
- ③自宅も被災し、避難所生活を送りながら自宅の片づけを行った。自家用車も流され交通手段がなかった。仕事もあったが、災害休暇が取得できて自宅の片づけに集中ができた。

制度利用者の声